

令和7年度第2回愛知県都市計画審議会

令和7年12月22日（月）午前10時00分

愛知県庁本庁舎 2階 講堂

【事務局：都市計画課】

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、傍聴される方へのお願ひです。

携帯電話は電源を切っていただきマナーモードにしていただき、静粛に傍聴してくださいようお願ひします。

録画・録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事進行に御協力くださるよう、重ねてお願ひ申し上げます。

初めに、本日の会議で使用する資料について御説明させていただきます。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も用意しておりますので、必要な場合は職員にお声がけください。

次に、委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押して起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。

画面左上の「00 次第等」と書かれた資料をタップしてください。画面を右から左に送り2ページ目を開くと、愛知県都市計画審議会委員名簿が表示されますので、御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、7名の方々が11月18日に任期満了となりましたが、秀島委員、加藤委員、中野委員、神田委員、川野委員、李委員の6名の方々につきましては引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

環境・衛生の分野の学識経験委員として、愛知医科大学教授 若杉里実委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

さて、先ほど御報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在、会長職が空席となっております。

そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、宇都宮委員にお願いいたします。宇都宮委員につきましては、11月に愛知県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理者として会長から指名を受けております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

ただいま御紹介いただきました宇都宮でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

まず初めに、本日の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第9条第1項に基づきまして、李倫美委員、谷口知美委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。選出方法を事務局から御説明ください。お願いします。

【事務局：都市計画課】

事務局、都市計画課の神山と申します。選出方法について御説明申し上げます。

お手元のタブレット端末の画面が暗くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押して起動させてください。

「00 次第等」をタップして開いていただけますでしょうか。「00 次第等」を開いて、当審議会の条例、運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思います。

次第、委員名簿、議席案内、議案一覧、条例、運営規程等の抜粋の順になっております。愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから、委員の皆様の選挙により定めると規定されております。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得た者を会長とする、選挙による方法が定められております。次に、第2条第3項において、委員の皆様に御異議がなければ、第1項の選挙につきまして指名推選の方法、つまり委

員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

例年、この指名推選による方法で選挙を行っております。

以上でございます。

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

ありがとうございます。

ただいま事務局から、会長の選出方法について御説明がありました。

今回の会長の選出方法でございますが、例年と同様に指名推選の方法を用いることとしてもよろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

ありがとうございます。

それでは、会長の選出は、指名推選の方法を用いることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

それでは、会長の選出にあたりまして、どなたか会長候補を推薦していただけませんか。

丹羽委員、どうぞ御発言ください。

【委員：愛知県議会議員 丹羽洋章】

私は、秀島委員を推薦いたします。

秀島委員におかれましては、土木・防災の専門家として、その優れた見識と豊富な経験を生かし、現在各方面で活躍されておられます。そして、当審議会においてはこれまでにも会長を務めてこられておりまして、その運営に大きく貢献をされてこられた方でございます。

そうしたこともありまして、秀島委員を審議会会長に推薦いたします。

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

丹羽委員、ありがとうございます。

ただいま丹羽委員から、秀島委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきました。

いかがでしょうか。

他に御推薦ございませんでしょうか。

他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会长に秀島委員を選出することとして御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者：愛知県立大学教授 宇都宮みのり】

ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会长を秀島委員にお願いいたします。

これをもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

ただいま、秀島委員が会長に選出されました。会長席に御移動をお願いいたします。

(秀島委員 会長席へ移動)

【事務局：都市計画課】

秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいま会長に選出いただきました秀島でございます。僭越ではございますが、一言御挨拶申し上げます。

近年、人口減少、高齢化が進行する中、災害リスクへの備え、脱炭素社会の実現、さらには都市再生など、都市の持続可能性を高めていくことが都市計画において一層重要なことがあります。

たまたまですけれども、先週末、日本都市計画学会中部支部創設 35 周年記念行事というものを行いました。パネルディスカッションなどを行いました、愛知県からも朝田様に御登壇いただき、この地域の都市計画のあるべき姿、今後の展望について議論したところであります。

学会は議論するだけで済むんですけれども、この都市計画審議会におきましては、この愛知のまちづくりをどのようにかじ取りし、望ましい方向に持っていくのか、きちんと綿密な審議を行いまして意思決定を行うという、そういう重要な場であるというふうに認識しております。

今後とも、よりよい愛知のまちづくりに、都市計画となりますよう、委員の皆様におかれましては引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

それでは、続きまして、当審議会会长職務代理者の指名を行います。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会长職務代理者として加藤博和委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、加藤博和委員、川野紀江委員、若杉里実委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、加藤博和委員を指名いたします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「一宮西港道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」の1件でございます。

それでは、第1号議案「一宮西港道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をお諮りいたします。県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課担当課長の朝田でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「一宮西港道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」を御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

議案書は1ページから2ページ、参考資料は3ページから8ページでございます。本議案は、モニターを中心に説明させていただきますので、タブレット内の資料につきましては、必要に応じまして適宜御覧いただければと存じます。

モニターには、参考資料1、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱を表示しております。

この要綱は、第1条にございますとおり、環境への配慮が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることから、環境影響評価に関する事項を調査審議するために専門部会を設置することやその運営に関する事項を定めたものでございます。

第2条では、専門部会は、都市計画審議会が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するとなつております。

また、第3条では、専門部会は、審議会の議決により設置するとなつております。

一宮西港道路は事業規模が大きく、環境影響評価を実施する事業であるため、本日は、この審議会におきまして、一宮西港道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会の設置について御審議をいただこうとするものでございます。

続きまして、参考資料2、一宮西港道路の都市計画及び環境影響評価手続についてにより、一宮西港道路の概要につきまして御説明いたします。

モニターには、愛知県内の高規格道路網図を表示しております。

県西部を南北に縦断している赤丸の線、青色で旗揚げしております区間が一宮西港道路でございます。

続きまして、位置図により御説明いたします。

画面中央に示しております愛知県広域図におきまして、南北に赤色の四角で囲んだ範囲を拡大いたします。画面左が北方向・一宮市方面、右側が南方向・弥富市方面となっております。画面上側・南北方向に黒色の実線で点滅表示しておりますのが名古屋第二環状自動車道、左側で点滅表示しておりますのが東海北陸自動車道、左側・東西方向に点滅表示しておりますのが名神高速道路、そして中央右寄りに示しておりますのが東名阪自動車道、右側に東西方向に示しておりますのが伊勢湾岸自動車道でございます。

また、図面内右側に位置しておりますのが名古屋港となつております。

図面内で、ピンク色で示している区域は人口集中地区、水色で示している区域は津波浸水想定区域でございます。

そして、画面中央・南北方向において、名神高速道路及び東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を結ぶ緑色の枠で示しておりますのが一宮西港道路のルート帶でございます。ジャンクションが検討されている位置ではルート帶は膨らんでおり、黒実線の丸印はインターチェンジの検討位置でございます。今後、この緑色のルート帶の範囲内で延長約28km、4車線以上の自動車専用道路として計画してまいります。

なお、都市計画決定権者は愛知県となつております。

都市計画における位置づけにつきましては、名古屋都市計画区域マスタープラン及び尾張都市計画区域マスタープランにおきまして、災害に強い道路網の形成を図るとともに、多様な産業の連携と次世代を担う産業の創出、歴史・文化などの地域資源を活用した対流の促進を図る広域幹線道路として定めております。

事業の目的いたしましては、東海北陸自動車道を南伸して伊勢湾岸自動車道と接続することで南北軸のミッシングリンクを解消し、東名高速道路、名神高速道路などと一体となり、中部圏全体の発展と国土強靭化に資するとともに、名古屋港や中部国際空港へのアクセス向上や、広域避難、緊急輸送といった防災面でも重要な役割を果たすこととしております。

主な経緯ですが、2022年度から国により計画段階評価手続が実施され、本年3月に「ルート案」及び「インターチェンジ配置案」を決定いたしました。あわせて、国により環境影響評価法に基づく計画段階配慮書手続も実施され、本年8月に同配慮書を公表、10月27日の国土交通大臣意見をもって手続が完了しました。

次に、都市計画決定と環境影響評価の流れについて御説明いたします。

環境影響評価法第38条の6第1項により、環境影響評価の対象事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が環境影響評価手続を都市計画の手続に併せて実施することが定められています。

都市計画決定と環境影響評価の流れはフロー図のとおりで、都市計画決定権者である本県が、上段の都市計画手続と下段の環境影響評価手続を並行して進めてまいります。現在、下段左側の配慮書手続が完了し、赤い四角で点滅表示しております専門部会を設置するという段階でございます。今回はこの設置について御審議いただくものです。

専門部会の設置がお認めいただけましたら、今後、これらの手続を進める過程におきまして適宜専門部会を開催し、方法書作成、準備書作成、評価書作成などに係る事項を調査、審議していただき、最終的に専門部会における環境影響評価に関する調査審議の結果を専門部会より本都市計画審議会に報告していただくことになります。

また、環境影響評価に関する事項と都市計画は密接に関係することから、専門部会におきましては、都市計画の基本方針（案）、都市計画（案）、意見書要旨などについても御確認いただきながら、環境影響評価について調査・審議していただくこととしております。

今後の専門部会の予定ですが、準備が整い次第、第1回目の専門部会を開催してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

一宮西港道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置につきまして御審議をよろしくお願ひいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

加藤委員、お願ひします。

【委員：名古屋大学大学院教授 加藤博和】

名古屋大学の加藤です。この説明についてと言われたので申し上げますけれども、すみません。

参考資料2にあたる説明がされたんですけれども、この中に東名阪自動車道が表記がない。東名高速道路は真ん中あたりに書いてあるんですけれども、これ、一宮ジャンクションから南伸して東名阪自動車道とジャンクションができる、さらに伊勢湾岸を接続するわけだから、東名だと関係ないというか。関係なくはないんですけれども、直接接続していないところを出されて、東名阪自動車道、ジャンクションを造るところは書かないのはどうしてなのかなど。

造りますよね、これはジャンクション。だったら、東名高速道路じゃなくて東名阪自動車道を書き込むのが目的の本来で、そのほうがいいかなと。

間違いとかそういうことじゃないですが、逆に、どうして東名を書かれたのかということをお聞きしたいんですけども。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願ひします。

【説明者：都市計画課】

参考資料2の事業の目的、こちらにつきましては、この一宮西港道路が、愛知県を越えて大きな都市圏、中京都市圏全体のこれからの中京都市圏全体の都市活動などを支えるという目的に着目して書いているところです。東名阪自動車道等は、愛知県内を支えるみたいな性格がありますので、ちょっと力を入れて書いていないところがございます。

ただ、御指摘はごもっともだと思いますので、これから、この一宮西港道路の都市計画の案を作っていく作業が始まる中では、いただきました東名阪自動車道との接続、ジャンクションも造ってまいりますので、しっかりとその辺の目的等を分かりやすく表現していくことに努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

では、特に御意見、御質問、他にないようすで、専門部会の設置についてお諮りいたします。

一宮西港道路の都市計画決定に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するため、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条の規定に基づき、専門部会を設置することとして御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、当審議会に専門部会を設置することと決定いたします。

次に、専門部会を組織する委員については、専門部会要綱第4条に基づき、審議会において会長が指名することとなっておりますので、タブレットの最初の画面にあります「02 別紙 一宮西港道路専門部会委員名簿（案）」をタップしてお開きください。

この専門部会委員（案）に基づきまして、専門部会要綱第4条及び第5条の規定により、専門部会の委員及び部会長を指名させていただきます。

部会の委員といたしまして、名古屋工業大学教授 鈴木弘司委員、愛知医科大学教授 若杉里実委員、名城大学教授 岡田恭明委員、愛知工業大学准教授 川口暢子委員、愛知教育大学准教授 島田知彦委員、愛知県野鳥保護連絡協議会議長 高橋伸夫委員、名古屋大学大学院准教授 中村晋一郎委員、名古屋大学博物館准教授 西田佐知子委員、三重大学名誉教授 朴惠淑委員、名古屋大学大学院教授 道林克禎委員、以上10名の委員の方々を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、部会長には鈴木弘司委員を指名いたします。

委員の先生方には、大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、傍聴された方へのお願ひです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回愛知県都市計画審議会を終了いたします。年末のお忙しい中御審議いただきましたこと、事務局からも厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(閉会 午前10時24分)